

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要

(平成28年10月25日閣議決定、10月28日公布、10月31日施行)

国家戦略特区において、対象施設が以下の要件に該当することについて、都道府県知事（保健所）が認定することにより、旅館業法の適用が除外される。

法律

国家戦略特区において、滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの

政令で定める主な要件
(今回の改正事項など)

利用期間（宿泊日数）

(6泊) 7日から(9泊) 10日までの範囲内において自治体の条例で定める期間以上

→ **(2泊) 3日**

近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等

新規追加

(内閣府・厚労省共同通知で措置している事業要件の法令化)

- ・ 滞在者名簿が施設等に備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- ・ 施設の周辺地域の住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
- ・ 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

その他 一居室の床面積：原則 25 m²以上（自治体の判断で変更可能）など